

◆^{りよう}利用するときの^{ひよう}費用について

サービスを利用するときは、利用にかかる費用の1割を利用者が負担します。ただし、世帯の所得に応じて、月額の上限が下の図のとおり決められています。一カ月で1割負担した費用と、決められた一カ月の上限額のうち、どちらか低い方が、その月の負担額になります。

※昼食代などの実費費用は、除きます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯の方 (所得割16万円未満) ※20歳以上の入所施設利用者および、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断するときの世帯の範囲
障害者本人とその配偶者(施設に入所する18、19歳を除く)